



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
1月24日
第378号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県統計調査条例に基づく県統計調査に係る調査票情報の提供(統計課).....	1
県税の収納事務の委託(税政課).....	1
県税の収納事務の委託の一部改正(税政課).....	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	4
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課).....	4
道路区域の変更(道路保全課).....	4
都市計画法に基づく公聴会の開催(都市計画課).....	5

○ 公 告

基本測量実施公告(監理課).....	7
公共測量実施公告(監理課).....	7
公共測量終了公告(監理課).....	7

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壌汚染対策法第6条第4項の規定による指定の解除(湖東).....	7
-----------------------------------	---

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部).....	7
------------------------------	---

○ 企 業 庁 公 告

随意契約の相手方決定の公告.....	8
--------------------	---

告 示

滋賀県告示第35号

滋賀県統計調査条例(昭和26年滋賀県条例第7号)第8条の規定に基づき、次のとおり県統計調査に係る調査票情報の提供を行った。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査票情報の提供を受けた者の名称 内閣府
- 2 県統計調査の名称 令和2年(2020年)滋賀県商品流通調査
- 3 調査票情報の利用目的 令和2年産業連関表(各都道府県表)の推計に必要な基礎資料を作成し、および提供するため。
- 4 利用する調査票情報を特定するために必要な事項 全データ
- 5 調査票情報の利用期間 提供を行った日から令和6年12月31日まで
- 6 調査票情報を提供した年月日 令和5年1月5日

滋賀県告示第36号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)に基づく県税の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

委託の相手方	委託事務の内容	委託期間	収納の方法
(1) 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店および加盟店(エリアフランチライザーの直営店および加盟店を含む。)における県税の収納事務	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	現金で収納する。
(2) 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	〃	〃	〃
(3) 東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	〃	〃	〃
(4) 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	〃	〃	〃
(5) 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	〃	〃	〃
(6) 広島県広島市安佐北区安佐町久地665番地の1 株式会社ポプラ	〃	〃	〃
(7) 北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート	〃	〃	〃
(8) 東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	〃	〃	〃
(9) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	委託による県税の収納事務のとりまとめ	〃	〃

滋賀県告示第37号

令和2年滋賀県告示第55号(県税の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

表中

(1) 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店および加盟店(エリアフランチライザーの直営店および加盟店を含む。)における県税の収納事務	令和2年1月1日から 令和4年12月31日まで	現金で収納する。	を
(1) 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店および加盟店(エリアフランチライザーの直営店および加盟店を含む。)における県税の収納事務	令和2年1月1日から 令和5年3月31日まで	現金で収納する。	に、
(9) 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	〃	〃	〃	
(10) 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	PayB決済サービス(スマートフォン、タブレット端末のカメラ機能を使用して納付書のバーコードを読み込み、事前に指定された	〃	〃	

	ビリングシステム株式会社	金融機関の口座から引き落としを行うビリングシステム株式会社が提供する収納方法)を利用した県税の収納事務			
(11)	東京都品川区西品川一丁目1番1号 LINE Pay株式会社	LINE Pay請求書支払い(LINE Pay株式会社が提供するスマートフォン等のカメラ機能を使用して納付書のバーコードを読み込み、事前にチャージしたLINE Pay残高を利用した決済方法)を利用した県税の収納事務	〃	〃	を
(12)	東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社	PayPay請求書支払い(PayPay株式会社が提供するスマートフォン等のカメラ機能を使用して納付書のバーコードを読み込み、事前にチャージしたPayPay残高を利用した決済方法)を利用した県税の収納事務	令和2年9月18日から 令和4年12月31日まで	〃	
(13)	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	委託による県税の収納事務のとりまとめ	令和2年1月1日から 令和4年12月31日まで	〃	
(9)	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 ビリングシステム株式会社	PayB決済サービス(スマートフォン、タブレット端末のカメラ機能を使用して納付書のバーコードを読み込み、事前に指定された金融機関の口座から引き落としを行うビリングシステム株式会社が提供する収納方法)を利用した県税の収納事務	〃	〃	
(10)	東京都品川区西品川一丁目1番1号 LINE Pay株式会社	LINE Pay請求書支払い(LINE Pay株式会社が提供するスマートフォン等のカメラ機能を使用して納付書のバーコードを読み込み、事前にチャージしたLINE Pay残高を利用した決済方法)を利用した県税の収納事務	〃	〃	に
(11)	東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay請求書支払い(PayPay株式会社が提供するスマートフォン等のカメラ機能を使用して納	令和2年9月18日から	〃	

Pay Pay株式会社	付書のバーコードを読み込み、事前にチャージしたPay Pay残高を利用した決済方法)を利用した県税の収納事務	令和5年3月31日まで	
(12) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	委託による県税の収納事務のとりまとめ	令和2年1月1日から令和5年3月31日まで	”

改める。

滋賀県告示第38号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護ステーション よいかん守山	守山市守山六丁目9番41号	株式会社ボンドワイエム 代表取締役 今泉洋平	愛知県岡崎市洞町字東前田24番地	訪問介護	令和5.1.11	2570701157

滋賀県告示第39号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ビッグライフ介護ステーション 守山	守山市守山六丁目9番41号	株式会社ビッグライフ 代表取締役 梅村忠夫	守山市守山六丁目9番41号	訪問介護	2570700944	令和5.1.10

滋賀県告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年1月24日から令和5年2月7日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
				最小		河川改修事業

県道	六地藏草津線	栗東市上鉤字上井関364番地先 から	変更後	6.5m } 最大 26.9m	100.5m	(道路橋架け 替え)に伴う 道路区域の変 更 なお、現道の 供用は従前の とおり	
		栗東市川辺字芋田59番1地先 まで		最小 5.4m } 最大 10.7m			82.7m
		栗東市上鉤字上井関364番地先 から	変更前	最小 5.4m } 最大 10.7m	82.7m		
		栗東市川辺字芋田59番1地先 まで		最小 5.4m } 最大 10.7m			82.7m
	安食西八目線	犬上郡豊郷町大字安食西字寺 屋敷1407番1地先から	変更後	最小 10.5m } 最大 49.8m	983.0m		
		犬上郡豊郷町大字安食西字北 ノ橋182番1地先まで		最小 4.6m } 最大 20.6m			1,024.7m
		犬上郡豊郷町大字安食西字樋 越930番1地先から	変更前	最小 4.6m } 最大 18.3m	1,024.7m		
		犬上郡豊郷町大字安食西字北 ノ橋182番1地先まで		最小 4.6m } 最大 18.3m			1,024.7m

滋賀県告示第41号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 日時 令和5年2月18日(土)午前10時30分から
- 2 場所 木戸公民館3階大会議室 大津市木戸58番地
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・4・100号 志賀幹線の変更
 - (2) 都市計画を変更する土地の区域 大津市北小松
- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することのできる者 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市および湖南市に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期間 令和5年1月24日(火)から令和5年2月13日(月)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和5年2月13日(月)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。
 なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
 - (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

(5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号
滋賀県南部土木事務所管理調整課 〒525-8525 草津市草津三丁目14番75号
滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200番地
大津市都市計画部都市計画課 〒520-8575 大津市御陵町3番1号
草津市都市計画部都市計画課 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
守山市都市経済部都市計画・交通政策課 〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
栗東市建設部都市計画課 〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号
野洲市都市建設部都市計画課 〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1
湖南市都市建設部都市政策課 〒520-3288 湖南市中央一丁目1番地

5 その他 公聴会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとる。

- 公聴会への出席は以下に該当する者に限る。
 - ・ 当日に発熱がない者
 - ・ 当日に咳症状がない者
 - ・ 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない者
 - ・ マスクを着用している者
- 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

滋賀県告示第42号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 日時 令和5年2月18日(土)午後3時から
- 2 場所 高島公民館小ホール 高島市勝野670番地
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画の種類 高島都市計画道路 3・1・1号 高島幹線の変更
 - (2) 都市計画を変更する土地の区域 高島市鶴川から高島市勝野まで
- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することのできる者 高島市に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期間 令和5年1月24日(火)から令和5年2月13日(月)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和5年2月13日(月)までに⑤に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
 - (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
 - (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県高島土木事務所管理調整課 〒520-1621 高島市今津町今津1758番地
高島市都市整備部都市政策課 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地
- 5 その他 公聴会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとる。
 - 公聴会への出席は以下に該当する者に限る。
 - ・ 当日に発熱がない者
 - ・ 当日に咳症状がない者
 - ・ 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない者
 - ・ マスクを着用している者
 - 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

公 告

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(時空間変位確定測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和5年2月1日から終了を通知するまで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 和田 裕行から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基盤地図データ更新)
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の期間 令和5年1月27日から令和5年3月27日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 湖南市石部口一丁目、石部口二丁目、石部口三丁目、石部口四丁目、石部東三丁目、石部東四丁目、柑子袋
- 3 作業の終了日 令和4年11月30日

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県湖東環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、令和4年滋賀県湖東環境事務所告示第3号により指定した要措置区域の一部の指定を解除する。

令和5年1月24日

滋賀県湖東環境事務所長 仁 科 克 巳

- 1 指定を解除する区域の所在地 彦根市高宮町字上樋ノ戸458番および字六斗代480番1の各一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素およびその化合物、ふっ素およびその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、佐川土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年1月24日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	岡 本 新 次	大津市真野佐川町11番9号
”	岡 本 政 雄	同 所7番6号
”	北 林 一 夫	同 所9番18号
”	北 林 清 和	同 所6番7号
”	杉 本 喜 代 一	同 所7番10号
”	高 間 駒 藏	同 所7番2号
”	高 間 敏 次	同 所7番28号
”	高 間 義 久	同 所8番37号
”	瀧 本 昌 幸	同 所10番13号
”	安 井 善 次	同 所7番20号
監 事	高 間 一 與	同 所7番23号
”	南 橋 久 男	同 所9番5号

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	岡 本 新 次	大津市真野佐川町11番9号
”	岡 本 政 雄	同 所7番6号
”	北 林 一 夫	同 所9番18号
”	北 林 清 和	同 所6番7号
”	杉 本 喜 代 一	同 所7番10号
”	高 間 駒 藏	同 所7番2号
”	高 間 敏 次	同 所7番28号
”	高 間 義 久	同 所8番37号
”	瀧 本 昌 幸	同 所10番13号
”	安 井 善 次	同 所7番20号
監 事	高 間 一 與	同 所7番23号
”	南 橋 久 男	同 所9番5号
”	西 上 清 紀	同 市真野五丁目26番22号

企 業 庁 公 告

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年1月24日

滋賀県企業庁長 西 村 信 雄

1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量

(1) 調達物品名および数量

ア 吉川浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線・予備線) 3,000キロワット

(イ) 総予定使用電力量 15,846,000キロワット時

イ 馬渕浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線・予備線) 1,500キロワット

(イ) 総予定使用電力量 8,676,000キロワット時

ウ 水口浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 680キロワット

- (イ) 総予定使用電力量 4,003,000キロワット時
 - エ 朝国共同施設で使用する電気
 - (ア) 予定契約電力(常用線) 760キロワット
 - (イ) 総予定使用電力量 4,230,000キロワット時
 - オ 南津田導水ポンプ場で使用する電気
 - (ア) 予定契約電力(常用線) 305キロワット
 - (イ) 総予定使用電力量 1,832,000キロワット時
 - カ 菩提寺加圧ポンプ場で使用する電気
 - (ア) 予定契約電力(常用線) 203キロワット
 - (イ) 総予定使用電力量 963,000キロワット時
 - キ 日野第一加圧ポンプ場で使用する電気
 - (ア) 予定契約電力(常用線) 127キロワット
 - (イ) 総予定使用電力量 639,000キロワット時
 - ク 日野第二加圧ポンプ場で使用する電気
 - (ア) 予定契約電力(常用線) 49キロワット
 - (イ) 総予定使用電力量 255,000キロワット時
 - ケ 彦根浄水場で使用する電気
 - (ア) 予定契約電力(常用線) 310キロワット
 - (イ) 総予定使用電力量 1,646,000キロワット時
 - コ 高宮加圧ポンプ場で使用する電気
 - (ア) 予定契約電力(常用線) 54キロワット
 - (イ) 総予定使用電力量 160,000キロワット時
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県企業庁経営課 〒524-0201 野洲市吉川3382
 - 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年12月27日(火)
 - 4 随意契約の相手方の氏名および住所 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
 - 5 落札金額 633,778,530円(税込み)
 - 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年11月18日(金)
 - 8 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項および地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第8号の規定による。

